

不測時における食料安全保障に関する検討会 今後の進め方（案）

時期	事項
令和 5 年 8 月 8 日	第 1 回：食料安全保障上のリスクの高まり 〔 食料供給を不安定化させる要因の多様化・深刻化について整理 〕 〔以降、月 1 ～ 2 回程度のペースで計 6 回程度開催〕 第 2 回：不測の事態の定義と措置の基本的考え方 〔 過去の事例を参照しつつ、食料について、どの品目で、どの程度の量、どれくらいの期間にわたって供給が減少した場合に、国民生活や国民経済に政策的な対応が求められる影響が生じうるか（不測の事態の定義）を議論 〕 第 3 回：供給の確保対策① 第 4 回：供給の確保対策② 〔 諸外国の制度も参照しつつ、食料安全保障上重要な主品目について、不測時においてその供給を確保するために措置すべき対策について、どの段階でいかなる措置をとる必要があるか議論 〕 第 5 回：不測の事態がより深刻化した段階で措置する対策 〔 国民に最低限度の食料を確保するための対策について議論 〕 政府対策本部、関係省庁の役割等 〔 政府対策本部や関係省庁の役割について議論 〕
令和 5 年中	第 6 回：論点整理（検討結果の取りまとめ）